Deloitte.
デロイト トーマツ

# 国際税務
# QI/FATCA/CRS 関連情報

## 2020 年 4 月 1 日 CRS 改正が金融機関に与える影響

2020 年 4 月 3 日

2020 年 3 月 31 日付官報にて租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の一部改正、及び関連する施行令・施行規則等の一部を改正する政令及び省令が公表された。改正の内容は昨年、2019 年 12 月に CRS 制度の改正（速報）（デロイトトーマツ税理士法人ウェブサイト）でご案内しているが、今回は 2020 年 4 月 1 日施行日となる改正内容が日本の金融機関の事務手続等においてどう影響するのかを中心に以下、簡単に概要を記す。

### 1. 特定取引契約時等の事務手続留意点

特定対象者は大きく個人又は法人等 [1]に区分されるが、法人等には法人に加えて組合、組合に準ずる事業体、及び信託が含まれることとなる。特に口座開設等において今後注意が必要となるのは、信託との取引である。日本の信託の場合にはこれまでどおり、受託者を特定対象者として受託者の名称を届出書に記載いただくが、日本以外の信託の場合には信託が特定対象となるため、届出書には信託の名称や居住地国等を記載いただくこととなる。

また、特定取引契約時に特定取引を行う者が単なる名義人であり、特定取引の契約における利益を享受する他の者が存在するかの確認が求められる。口座等の第三者利用の禁止など契約約款に含まれているケースも存在するが、今後特定取引を行う際に、金融機関側でどのように確認をするかの検討が必要と思われる。

顧客の負担の軽減という意味では、これまで外国居住となる支配者を有する日本の特定法人は、届出書に法人番号を記載の上、金融機関に法人番号通知書や法人確認書類の提出することが求められていたが、金融機関側で国税庁の法人番号確認サイトにて法人名や住所、法人番号が届出書に記載されているものと一致していることが確認できる場合には、書類の提出を不要とすることが可能となった。

### 2. 特定取引の定義変更における影響

以下については届出書徴求や特定手続の対象となる特定取引の定義の変更となるため、該当する契約があるのかを確認し、事務手続の変更や一定期限までの特定手続の実施等が必要となる。

- 報告金融機関等との間で特定取引契約を締結していた個人である被相続人の遺産が遺産法人等であるとき、当該被相続人の死亡診断書等にて死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写しを取得している場合には、特定取引から除外される
- 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得にかかる経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の適用を受けて取得される株式は、特定取引として追加される

### 3. 届出書の変更

以下については、頻繁に発生するケースではないため届出書に補記するなどの対応が可能と思われる。

- 税務上の居住地国を有しない民法組合等における居住地国とは、実質的な管理を行う場所の所在地国又は地域とすることから、現行の届出書に注記等の手当てを行う
- 準拠法により故人の遺産が事業体として取り扱われる場合で特定取引から除外される要件（上記（2）参照）に該当しない場合、被相続人の氏名や住所、居住地国等を特定しなければならないため、現行の届出書に被相続人の情報を記載する項目を追加する。

### 4. その他事務手続の変更

特定取引契約資産残高の合算において、いわゆる共同保有口座や関連する金融機関グループ内での合算、個人が支配者となっている法人口座との合算が必要となる

1 法人等：CRS における「事業体」に対応する定義として新たに設けられたもの。

ため、再特定手続の際や報告作業時に抽出方法の変更が必要となる。

また、特定手続実施の結果、非居住者が特定された場合には金融機関は特定から 2 年間、外国納税者番号等を取得する措置が設けられているが、対象者が報告対象国の居住者に限定されるため、報告対象国に追加があるのかの確認手続追加や、対象となる顧客の抽出要件が変更となる。

最後に、特定取引を行う顧客による行為の主たる目的の一つが、報告事項の提供を回避することである場合には、その行為がなかったものとみなされるため、金融機関におけるモニタリングや記録の作成が求められる。どのようなケースが報告回避行為に該当するのかを検討し、モニタリングを実施する手続を追加しなければならない。また、当該行為があった場合には、国税庁報告において報告すべき項目が増えることとなるため、報告作業に変更が生じることとなる。

## おわりに

4 月 1 日施行日の直前 1 週間ほどで政令や省令案が次々出てくる状況にて金融機関は内容を確認しどのような影響が出るのか把握する時間が足りなかったように思われる。実務的な対応はこれから取り掛かる金融機関も多くいると思われるが、デロイトトーマツ税理士法人では、改定後の政令や法令の分析及び事務手続変更案、届出書ひな形案などを作成し CRS に関する契約を締結いただいた金融機関には、順次ご提供していく予定である。有料となるが、ご関心がある場合には、ご連絡いただきたい。また、QI、FATCA 、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容の他、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 5.

## 6. 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

## 7. 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

| デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク | | |
|---|---|---|
| パートナー | 前田　幸作 | kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp |
| シニアマネジャー | 秋葉　奈緒子 | naoko.akiba@tohmatsu.co.jp |
| シニアマネジャー | Yeh Ching-Feng (Vincent) | ching-feng.yeh@tohmatsu.co.jp |
| マネジャー | 渡邊　美穂子 | mihoko.watanabe@tohmatsu.co.jp |
| マネジャー | 近藤　祐美 | yumi.kondo@tohmatsu.co.jp |
| 所在地 | 〒100-8362<br>東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング | |
| Tel | 03-6213-3800（代） | |
| email | tax.cs@tohmatsu.co.jp | |
| 会社概要 | www.deloitte.com/jp/tax | |
| 税務サービス | www.deloitte.com/jp/tax-services | |

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500®の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。
本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.

MAKING AN IMPACT THAT MATTERS since 1845

IS 669126 / ISO 27001